質問第八号

亜炭鉱業に対する政府の処置に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十一月十一日

油井賢太郎

八

参議院議長松平恒雄殿

亞炭鉱業に対する政府の処置に関する質問主意書

亞炭の配給統制については配炭公團法の定むる処により公團において完全買取の制度があるにも拘わらず、買取制限を行つたため業者は十月分の労銀さへ支拂う事の出來ない処もあり、資材の購入運轉資金の行詰りから休山又は廃鉱の頻発を見ているという事である。業者は関係官廳である石炭廳、大藏省復興金融金庫配炭公團等に連日の如く交渉を進めているが責任の帰着点が明瞭でなく徒らに堂々巡りを繰返すに過ぎない状態である。左記の條項に対し政府の明確なる処理方針を示し亞炭鉱業の進むべき方途を誤りなきよう期せられたい。

一、坑所貯炭は公團が当然買取るべき事を予想し生産されたものであるから配炭公團をして完全買取を実施されたいとの要望がある誠に当然の事と思われるが別表(1)、(2)の公團法第十六條の不履行による炭代金に対する政府の具体的見解如何。

二、公團側としては復金が融資をしないので買取が出來ないという話もあるが復金に対して速やかに融資

の指令を出せないものか。

三、復金の言によれば赤字融資となる處れある亞炭の買取に対しては政府より固く禁止されているというが果して事実なりや。

四、公團が亞炭を公定價格で引取つて赤字が出るというのは誠に不審に堪えない、生産者價格噸当り一、九〇〇円に対し四〇〇円の手数料をとつて販賣して尚且つ赤字が出るというのは如何なる経費が掛るのか。

五、亞炭の價格が石炭に比較して高過ぎるので買受人が尠いという話もあるが石炭に比べ國家の利害得失上價格補償金等に対し政府として如何なる対策を有するや。

六、亞炭の統制撤廃による過渡的措置として三ヶ月位の繋ぎ資金七億八千万円弱の要求が別紙の通り出ているが尤もの事と思われる。之に対する政府側の見解如何。

（一）　七月一日現在貯炭買取金額（公團法第一六條による）

七月一日迄の不履行分

貯炭数量	平均價格	金額
二二、六、三四〇	一、二〇〇	二七一、六〇八、〇〇〇円

（註）　貯炭数量は二五一、四八九なるも四〇立方尺一噸として換算

（二）　公團法第十六條不履行炭金額

月別	平均生産量	公團買取量	山元消費量	差引買取不履行	炭價金額
七	二九、六〇〇	二六、八〇〇	二、八九〇	七〇、九一〇	一、二〇〇	八五、〇九二、〇〇〇
八	二九、六〇〇	二六、九五八（見込）	二、八九〇	六九、七五〇	〃	八三、七二二、〇〇〇
九	二九、六〇〇	二五、〇〇〇（見込）	二、八九〇	七一、七一〇	〃	八三、〇五一、〇〇〇
一〇	七二、〇〇〇	六八、四〇〇	四、六〇〇	0	〃	0
計	七二、八〇〇	四七五、一九八	四二、二七〇		〃	二五四、八五六、〇〇〇

（註）　平均生産量は二四四、〇〇〇（三六立方尺一噸）を貯炭同様四〇立方尺一噸として換算山元消費量は七―九割当量の平均なり

（三）　産業再建資金

繰切回復資金

月別	平均生産量	山元消費量	販賣見込量	代金回收不能量	炭價金額
一〇	一四六、〇〇〇	四、六〇〇	一四一、四〇〇	一四一、四〇〇	一、九〇〇	二六八、六六〇、〇〇〇
一一	二二九、六〇〇	三、八九〇	二〇六、七一〇	一六五、三六八	〃	三二四、一九九、二〇〇
一二	二二九、六〇〇	二、八九〇	二〇六、七一〇	一〇三、三五五	〃	一九六、三七四、五〇〇
計	五八五、二〇〇	三〇、三九〇	五五四、八一〇	四一〇、一三三	〃	七七九、二三三、七〇〇

備考　販賣代金の回收は販賣見込數量に對し一〇月は　%一一月は二〇%、一二月は五〇%程度可能一月以降大体入金を予想す

総計　(一)+(二)+(三)＝一、三〇五、六九七、七〇〇、〇〇